

土地利用の基本方針

自然環境と調和のとれた快適な生活環境を実現するためには、土地利用を計画的に推進する必要があります。土地利用の基本方針は、長期にわたって安定した町土の利用を確保することを目的とするものであり、地域計画をはじめとする土地利用に関わる各種計画との総合調整を図る必要があります。

本町では、土地利用の基本方針として、以下の5つのゾーンを設定します。



1 都市基盤・生活環境ゾーン

市街化区域を対象に計画的な整備を行うとともに、道路や市街地の整備を進めるため土地区画整理事業や地区計画制度を導入します。

2 山林保全・活用ゾーン

防災や景観保全のための緑地として周辺山林の市街化を抑制し、自然を生かしたレクリエーションの場として活用します。特に、標高250メートル以上の山林については、上水道供給の制限もあり、開発を行わないこととします。

3 農地保全ゾーン

農業基盤及び環境整備により優良農地の保全を図ります。また、グリーンツーリズム^{*}、体験型観光等への活用を図ります。

4 中心市街地ゾーン

中溝地区及びその周辺において中心市街地活性化事業を行い、商業公共施設等の集積を図り、活気ある商業ゾーンを形成します。

5 工業振興ゾーン

城之塚地区及び深原地区の準工業地域への工業基盤の整備を図ります。



^{*}グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その自然や景観、文化、そして人々との交流を楽しむ滞在型の休暇活動。